

熊本3号 須屋高架橋上部工（A1～P1）工事

平成29年10月10日付けで公告しました上記工事について、「入札公告」を下記のとおり修正いたします。

修正箇所	現 行	修正後
2 競争参加資格 (5) ②	<p>平成14年度以降に、元請けの技術者として、上記（4）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）</p> <p>但し、1人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。（工場製作と架設工事現場で配置予定技術者を交代する場合は、工場製作の技術者は同種工事の工場製作の経験を、架設工事現場の技術者は同種工事の架設工事現場の経験を有していればよい。）</p> <p>また、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が6.5点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものとは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）</p>	<p>平成14年度以降に、元請けの技術者として、上記（4）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）</p> <p>但し、1人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。  <b>（工場製作の配置予定技術者は、上記（4）の（ア）及び（イ）に掲げる同種工事の経験を有する者であり、架設工事現場の配置予定技術者は、上記（4）の（ア）～（ウ）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。）</b></p> <p>また、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が6.5点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものとは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）</p>